

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年2月9日（令和5年（行個）諮問第5002号）

答申日：令和5年7月27日（令和5年度（行個）答申第5049号）

事件名：特定部署にある本人に係る人事関係文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる120文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年12月21日付け防人計第21471号により防衛大臣（以下「防衛大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消し及び全部開示の決定を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

最近、人事評価における全体評語・勤務成績報告書における評価記号C以下の場合、本人に通知されるようになったと聞く。過去の人事評価における全体評語・勤務成績報告書における評価記号で、C以下のものがあつた場合は、過去にさかのぼって開示されるべきである。

また、勤務成績報告書において、評定官・調整官・審査官の氏名が開示されているものと、開示されていないもの（黒塗りとされているもの）があるのは、不統一でおかしい。

（2）意見書

ア はじめに

まず本来、諮問は審査請求から90日以内に為されなければならないところ、約1年もかかったことに抗議する。（略）

イ 開示請求について

本件理由説明書をはじめ、諮問庁の理由説明書には、いつも「上記2のとおり、作成又は取得しておらず、所要の探索を行ったにもか

かわらず保有を確認できなかった・・・」「本件対象文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全てであり・・・」
「本件対象文書・・・を十分に検討した結果・・・不開示としたものであり・・・」といった決まり文句が書かれているが、審査請求人が審査請求で指摘した点に対して具体的に反論して頂きたい。そうでないと、理由説明書を受けた意見書において、十分な再反論ができない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報として、本件対象保有個人情報を特定し、法18条1項の規定に基づき、令和3年12月21日付け防人計第21471号により、本件対象保有個人情報について、法14条2号、4号及び7号ニに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法14条該当性について

原処分においては、本件対象文書保有個人情報のうち、法14条2号、4号及び7号に該当する部分を不開示とした（そのうち、審査請求人が開示を求める部分を不開示とした理由は、別表のとおりである。）。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2（1）のとおり、原処分の取消し及び文書の全部開示の決定を求めるが、原処分においては、本件対象保有個人情報の法14条の該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象保有個人情報の一部が同条2号、4号及び7号ニに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同月27日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年6月23日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるとこ

ろ、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、4号及び7号ニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、人事評価及び勤務成績報告書の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）に記録された保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところにより、以下検討する。

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分（文書10関係）

標記不開示部分は、勤務成績報告書に記載された評定官、調整官及び審査官（以下「評定官等」という。）の自筆の署名であると認められる。

公務員の氏名については、その所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、自筆の署名及び印影については、当該情報を開示した場合、筆跡やその固有の形状を模倣され、悪用されるおそれがあり、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当すると認められる。

そうすると、当該評定官等の自筆の署名については、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該不開示部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分（文書10、文書20及び文書84ないし文書89関係）

標記文書は、特定年月日Aないし特定年月日Bの間の各評価期間又は評定期間（以下「評価期間」という。）ごとの審査請求人（自衛官）の勤務成績報告書及び人事評価記録書であり、各評価者、調整者及び評定官等（以下「評価者等」という。）が当該評価期間において把握した被評価者又は被評定者（以下「被評価者」という。）である審査請求人の職務遂行状況等を踏まえて記載した、審査請求人本人の序列等、評価記

号及び総合評価記号等，評価者等の所見等，能力評価，業績評価及び全体評語，性格並びにその他参考事項等が不開示とされていると認められる。

ア 自衛隊員の人事評価については，自衛隊法（昭和29年法律第165号）により，その実施が規定され，同法31条2項3号において，人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は，防衛大臣が定めるものとされている。

そこで，当審査会において，諮問庁から防衛省における人事評価の実施に係る規定である人事評価に関する訓令（平成28年9月26日防衛省訓令第56号）の提示を受けて確認したところ，同訓令では，9条により，①評価者が，被評価者について，個別評語及び評価者としての全体評語を付すことにより評価を行い，②その評価者による評価について，調整者が審査を行い，調整者としての全体評語を付すことにより調整を行い，③その調整者による調整について実施権者が審査を行い，当該評価が適当である旨の確認を行うものとされている。

また，上記訓令10条1項により，実施権者が，上記確認を行った後，評価の結果を当該被評価者に開示するものとされているところ，同項において，「ただし，次に掲げる被評価者については，能力評価及び業績評価の全体評語を開示しないものとする。」として，開示しない被評価者を①自衛官，②全体評語の開示を希望しない事務官等，③全体評語の開示により業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある事務官等として実施権者が指定するものと定めるとともに，同条2項において，「評価者は，前項各号に掲げる被評価者であっても，当該被評価者の全体評語が次のいずれかに該当する場合には，当該全体評語を開示しなければならない。」とし，同項2号において，「全体評語が6条2項2号及び3号に定める段階のうち中位より下のものである場合」と定め，同訓令6条2項2号及び3号において，全体評語が中位より下のものである場合に開示の対象となるものを「陸将補，海将補及び空将補（略）」（同条2号）及び「前2号に掲げる自衛官以外の自衛官及び事務官等以外の事務官等」（同条3号）と定めている。

イ 本件文書の記載によれば，被評価者（審査請求人）は，将補以外の階級の自衛官であり，当該評価期間における人事評価の全体評語等が中位より下のものではないと認められる。

また，諮問庁から防衛省の勤務成績の実施に係る規定である勤務評定に関する訓令（昭和33年3月12日防衛庁訓令第10号。平成28年10月1日廃止）の提示を受けて確認したところ，勤務評定

については、評価等を被評価者に開示する旨定められていない。

ウ そうすると、標記不開示部分は、人事評価に関する訓令及び勤務評定に関する訓令（以下、併せて「人事評価等に関する訓令」という。）により、人事評価の開示の対象から除かれている又はそもそも開示の対象について定められていない勤務成績の記録書等において、評価者等の評価が記載される部分であり、人事評価等に関する訓令を前提とした評価者等が、被評価者（審査請求人）に開示されることを想定せずに率直な記載を行っているものと推察され、これらを開示すると、今後行われる人事評価において、評価者等が率直な評価を記載することが困難になる場合も想定され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、4号及び7号ニに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号及び7号ニに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

「海幕補任課にある，請求者を本人とする個人情報に記載された人事関係の文書一切（2018. 3. 29中央個開請44と重なる部分があるが，人事評価のC以下が本人に開示されるようになったということで，新たに開示される部分があると思う。）」

2 本件文書

- 文書1 一般曹候学生・曹候補士志願票
- 文書2 学生成績表
- 文書3 幹部自衛官昇任資格者名簿
- 文書4 幹部身上調査書
- 文書5 幹部総員名簿
- 文書6 幹部自衛官名簿
- 文書7 基本データ①
- 文書8 勤務記録表①
- 文書9 勤務記録表記載事項変更届
- 文書10 勤務成績報告書
- 文書11 戸籍謄本
- 文書12 自衛官勤務記録表
- 文書13 修業成績表
- 文書14 住民票
- 文書15 昇級上申書
- 文書16 昇級名簿
- 文書17 身上記録
- 文書18 人事発令伺①
- 文書19 人事発令通知①
- 文書20 人事評価記録書
- 文書21 宣誓
- 文書22 宣誓書
- 文書23 卒業証明書
- 文書24 部隊別名簿①
- 文書25 補職替え説明資料①
- 文書26 免許，検定その他資格の証明となる記録
- 文書27 特定階級A選抜後期（特定年特定候補生）選考状況
- 文書28 特定階級B 期別昇任資格者名簿
- 文書29 申立書
- 文書30 供述調書

- 文書 3 1 調査報告書
- 文書 3 2 被疑事実通知書
- 文書 3 3 受領書①
- 文書 3 4 被疑事実について
- 文書 3 5 「特定事案」に関する懲戒手続きについて
- 文書 3 6 受領書②
- 文書 3 7 被疑事実通知取消書
- 文書 3 8 受領書③
- 文書 3 9 防衛大学校理工学研究科前期課程特定期，理工学研究科後期課程特定期，総合安全保障研究科前期過程特定及び総合安全保障研究科後期課程特定期学生選抜試験の受験者について（通知）
- 文書 4 0 防大総合安全保障研究科前期課程特定期学生選抜試験及び選考案
- 文書 4 1 特定年特定候補生
- 文書 4 2 特定年特定候補生（特定期）S C 選考資料
- 文書 4 3 写真
- 文書 4 4 期別職域別昇任選考状況
- 文書 4 5 各隊昇任選考名簿
- 文書 4 6 幹部昇任資格者健康状況一覧表
- 文書 4 7 特定階級A特定年特定候補生期 昇級選考表①
- 文書 4 8 人事日報①
- 文書 4 9 被上申者名簿（自衛官）
- 文書 5 0 答申書①
- 文書 5 1 答申書②
- 文書 5 2 答申書③
- 文書 5 3 メール
- 文書 5 4 最終検討資料／幹部自衛官昇任資格者名簿①
- 文書 5 5 最終検討資料／幹部自衛官昇任資格者名簿②
- 文書 5 6 最終検討資料／幹部自衛官昇任資格者名簿③
- 文書 5 7 最終検討資料／幹部自衛官昇任資格者名簿④
- 文書 5 8 幹部身上調査書①
- 文書 5 9 幹部身上調査書②
- 文書 6 0 幹部身上調査書③
- 文書 6 1 幹部総員名簿①
- 文書 6 2 幹部総員名簿②
- 文書 6 3 幹部総員名簿③
- 文書 6 4 幹部総員名簿④
- 文書 6 5 幹部総員名簿⑤
- 文書 6 6 幹部総員名簿⑥

- 文書 6 7 幹部自衛官名簿①
- 文書 6 8 幹部自衛官名簿②
- 文書 6 9 幹部自衛官名簿③
- 文書 7 0 幹部自衛官名簿④
- 文書 7 1 幹部自衛官名簿⑤
- 文書 7 2 基本データ②
- 文書 7 3 勤務記録表②
- 文書 7 4 勤務記録表記載事項変更届①
- 文書 7 5 勤務記録表記載事項変更届②
- 文書 7 6 昇給上申書①
- 文書 7 7 昇給上申書②
- 文書 7 7 昇給上申書③
- 文書 7 9 昇給名簿①
- 文書 8 0 昇給名簿②
- 文書 8 1 昇給名簿③
- 文書 8 2 人事発令伺②
- 文書 8 3 人事発令通知②
- 文書 8 4 人事評価記録書①
- 文書 8 5 人事評価記録書②
- 文書 8 6 人事評価記録書③
- 文書 8 7 人事評価記録書④
- 文書 8 8 人事評価記録書⑤
- 文書 8 9 人事評価記録書⑥
- 文書 9 0 部隊別名簿②
- 文書 9 1 補職替え説明資料②
- 文書 9 2 免許，検定その他資格の証明となる記録①
- 文書 9 3 免許，検定その他資格の証明となる記録②
- 文書 9 4 免許，検定その他資格の証明となる記録③
- 文書 9 5 特定階級 B 期別職域選考細部状況①
- 文書 9 6 特定階級 B 期別職域選考細部状況②
- 文書 9 7 特定階級 B 期別職域選考細部状況③
- 文書 9 8 写真①
- 文書 9 9 写真②
- 文書 1 0 0 写真③
- 文書 1 0 1 昇任資格者名簿①
- 文書 1 0 2 昇任資格者名簿②
- 文書 1 0 3 期別職域別昇任選考①
- 文書 1 0 4 期別職域別昇任選考②

- 文書 1 0 5 職域別選考細部状況
- 文書 1 0 6 各隊昇任選考名簿①
- 文書 1 0 7 各隊昇任選考名簿②
- 文書 1 0 8 各隊昇任選考名簿③
- 文書 1 0 9 幹部昇任資格者健康状況一覧表①
- 文書 1 1 0 幹部昇任資格者健康状況一覧表②
- 文書 1 1 1 幹部昇任資格者健康状況一覧表③
- 文書 1 1 2 特定階級 A 特定年特定候補生期 昇級選考表②
- 文書 1 1 3 人事日報②
- 文書 1 1 4 被上申者名簿 (自衛官) ①
- 文書 1 1 5 被上申者名簿 (自衛官) ②
- 文書 1 1 6 被上申者名簿 (自衛官) ③
- 文書 1 1 7 被上申者名簿 (自衛官) ④
- 文書 1 1 8 防衛記念章着用資格者報告書
- 文書 1 1 9 特定年度第○回海幕表彰審議
- 文書 1 2 0 表彰実施伺

別表 本件不開示部分とその理由

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書10	評定官，調整官及び審査官の自筆の署名	開示請求者以外の個人に関する情報であって，これを公にすることにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから，法14条2号に該当するため不開示とした。
2	文書10	(1) 評定官記入欄 健康状態，性格，勤務成績評定，序列，教務，適職及び評定官の所見 (2) 調整官記入欄 評価記号，序列，適職及び調整官の所見 (3) 審査官記入欄 総合評価記号及び審査官の所見 (4) 副表 評価記号，人物評価，自己申告に対する評定官所見及び特記事項	海上自衛隊における人事管理に係る事務に関する情報であり，これを公にすることにより，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条7号ニに該当するため不開示とした。
	文書20	(1) 能力評価，業績評価 評価者の所見，評語及び全体評語，調整者の任意，所見及び全体評語 (2) 副表 性格，人物評価及びその他参考事項のそれぞれの評価内容	
	文書84， 文書86及 び文書88	(1) 能力評価，業績評価 評価者の所見，評語及び全体評語，調整者の任意，所見及び全体評語	

		(2) 副表 性格，人物評価，概評 及びその他参考事項のそ れぞれの評価内容	
	文書 8 5， 文書 8 7 及 び文書 8 9	評価者の所見，評語及び全体 評語，調整者の任意，所見及 び全体評語	